第五号の三様式　（平20内府令47・全改、平20内府令79・平27内府令37・令元内府令２・令２内府令35・令２内府令75・一部改正）

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】	
【英訳名】	
【代表者の役職氏名】(2)	
【本店の所在の場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【最寄りの連絡場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【縦覧に供する場所】(3)	名称 （所在地）

１【提出理由】(4)

２【報告内容】(5)

（記載上の注意）

(1)　一般的事項

この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第399条の13第５項若しくは第６項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法第416条第４項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。

(2)　削除

(3)　縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する主要な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。

(4)　提出理由

第19条第２項各号若しくは第３項又は第19条の２のうちいずれの規定に該当

するかを記載すること。また、取締役会又は株主総会の決議によって該当することとなった場合は、当該決議の日を記載すること。

⑸　報告内容

a　報告内容については、第19条第２項第１号若しくは第２号又は第４号の規定に基づいて提出する場合には、提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数（会社法第108条第１項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの数）又は社員の数も記載すること。

b　第19条第２項第３号に該当する場合であって、同号ロ及びハに規定する議決権の総数に対する割合の記載に当たっては、親会社の他の子会社による間接所有又は提出会社の他の子会社による間接所有の議決権があるときは、その所有の内訳を併せて記載するものとする（間接所有の関係が複雑であることにより、その所有の内訳を文章で明らかにすることが困難なときは、図によりその内訳を示すことができるものとする。）。

⑹　読替え

a　提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「医療法人名」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と読み替えて記載すること。

b　提出者が、学校法人等である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「学校法人等名」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と読み替えて記載すること。